

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01534

研究課題名（和文）戦後補償での和解における共感の役割：謝罪と赦しの逆行の克服

研究課題名（英文）The role of empathy in reconciliation: for effective apologies and lasting forgiveness

研究代表者

熊谷 奈緒子（Kumagai, Naoko）

青山学院大学・地球社会共生学部・教授

研究者番号：10598668

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦後補償において、謝罪や赦しが覆されない持続可能な和解の条件として「共感」の役割に注目した。「共感」に影響しうるの4つの要素、「被害者と加害者の同一社会所属性」、「加害者による被害性への理解」、「加害行為の政治的妥当性の認識」、そして「加害者被害者双方の記憶の抑圧」の動態を実証研究した。事例は、ナチスによる東欧強制労働、旧日本軍による米軍捕虜虐待と中国人強制労働、そして米軍による日本空襲である。前二者要素が共感を高める一方で、「加害の政治的妥当性」を被害者側が認めることはなく、「記憶の抑圧」は被害の「忘却」への被害者の抵抗となること、政治的経済的影響が存在することが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、内戦や政治的抑圧が終焉した後の移行期正義が問題となる国や社会においても活かされると考えられる。本研究は、持続的な和解には、「共感」が重要であり、政治的経済的な外的要因の影響も存在し、さらに被害者にとっての「記憶」も役割を果たすことを、理論的実証的に明らかにした。確かに和解過程は、事象や国・地域、さらには文化にも影響されるので、事例ごとに対応するきめ細かな和解策対応も重要である。しかし、持続可能な和解に共通する核心部分を明らかにすることによってこそ、世界各地の移行期正義、和解政策のための共通の軸となる視点を提供しうるものである。

研究成果の概要（英文）：This research demonstrates that compassion facilitates sustainable reconciliation in postwar compensation. It hypothesizes that compassion positively corresponds with the level of a sense of social belonging shared between the victims and the perpetrator, that of the perpetrator's understanding of the harms done to the victims, the understanding of the political validity of perpetration, and the absence of suppression of the memories of perpetration and suffering. The empirical study dealt with four cases: the use of forced labor in Eastern Europe under Nazi rule, the Japanese army's abuse of American POWs, the Japanese army's forced labor of Chinese workers, and the U.S. air raids on Japan. The research has found that the first two elements facilitate compassion but that victims reject any justification of perpetration. Furthermore, the suppression of victims' memory stimulated their resistance against oblivion. Politics and economy also affect reconciliation.

研究分野：国際関係

キーワード：和解 共感 謝罪 赦し 記憶

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、戦後補償問題の和解の過程において、和解が逆行する現象が生じることに注目した。逆行するということは、一度表明された謝罪や赦しが覆されることである。戦後補償は、政府間で法的解決済みとされた加害行為について、被害者の正義の回復を道義的政治的観点から実現する動きであったため、加害側の言い訳や正当化、被害側の言説の先鋭化を招きやすかった。それゆえに、謝罪と赦しの逆行が起こりがちであった。それは、個人補償請求の裁判や、記念碑や補償基金創設などの一連の動きにおいて生じた現象であった。一番顕著であったのは慰安婦問題においてであった。

ただ、こうした和解の逆行についての理論的把握は、国際関係学の和解理論では、未だ不十分であった。

2. 研究の目的

そこで本研究は、和解の逆行が生じる理由を理論的に解明するために、和解の成功例と失敗例の双方を研究することを目的とした。中国人強制連行・強制労働問題、ナチス・ドイツ下の東欧強制労働者問題、旧日本軍による米軍捕虜虐待、中国人強制連行・強制労働問題、そして東京・大阪などの大空襲被害である。前者二者は和解は持続的であるが、後者二者では安定的な和解が十分に達成されたとは言えない事例である。

3. 研究の方法

和解が持続可能であるためには、加害者被害者側からそれぞれ、言い訳や追及が生じないことが必要で、そのためには歴史解釈の一致が条件となる。ただ、完全な歴史解釈の一致は、研究者の間でさえ難しい。そこで、被害者の立場を被害者の視点から理解する姿勢の存在が、加害側と被害側の双方の歩み寄りを促すであろうという仮説を、本研究は設定した。そこにおける主要概念は、「共感」である。

共感においては、たとえ加害行為の政治的正当性や道徳性の評価に必ずしも加害者と被害者が同意しなくとも、加害者が被害者の痛みを共有し、被害者の状況に理解を示すことはできる。そこにこそ、真の対話と相互理解が成立しうると考えられる。そこに基づく加害者の謝罪というのは、加害者が加害事実認識と結果責任の認識を納得して抱いたものであり、自己の加害行為に自己防衛や正当化の弁明もできない自発的宣言 (Nicholas Tavuchis, *Mea Culpa*, 1993, p. 17) となりうる。さらに共感には、他者に利益をもたらすよう意図的自発的に行動し、他人との気持ちの繋がりを強め、それをより望ましいものにしようという向社会的行動も伴う (中村真「共感と向社会的行動 集団間紛争の問題を通して考える」、梅田編、2014年)。このように共感は、相手の感情の共有、相手の立場に立って相手の考えや行動を考え、そして他人のための自発的行動の動機付けとなる向社会的行動からなる。共感は、相手に同情するという純粹に感情的行為とは異なる。知的感情的作業としての共感、被害者の加害者への信頼につながると考えうる。共感が相互に存在すれば、加害者と被害者双方から、謝罪を覆すような加害の弁明や正当化、赦しを取り消すような加害側への糾弾や加害側の絶対悪化と追放の可能性も低くなる。

このように共感を捉えた本研究は、共感を高めやすいと考えられる4つの構成要素のうち、「被害者と加害者の同一社会所属性」、「加害者による被害性への理解」、「加害の政治的妥当性の認識」、そして「加害者被害者双方の記憶の抑圧の不在」の動態に注目した。そしてこれらに基づいて、資料と聞き取り調査をもとに、共感に基づく和解の持続性を実証研究した。事例研究は、前項で提示した4つの事例 (米軍捕虜虐待強制労働問題、ナチス・ドイツによる東欧強制労働問題、中国人強制連行・強制労働問題、そして東京・大阪の空爆被害) である。

4. 研究成果

実証研究は、それぞれ以下のことを明らかにした。

米軍捕虜虐待問題では、強制労働や「パターン死の行進」の被害を受けた米軍捕虜は、司法と議会を通じての補償請求をした。司法では、サンフランシスコ講和条約の壁があった。結局、政治的決着として日本政府が招聘プログラム (「日米草の根平和交流プログラム米国人元戦争捕虜招聘計画」) を設置した。これは、相互の持続的な和解をもたらした。ただ、この成功の背景には、日米同盟関係といういわば「同一社会諸属性」的な外的要素も影響した。

本研究では、同じ「パターン死の行進」でも、もう一方の犠牲者であるフィリピン側との和解の重要性にも鑑み、フィリピン側との和解についても調査した。フィリピンでは、日本政府との1956年の賠償協定が締結された後は、日本政府側からの和解追加策はなかった。しかし、日本の宗教、平和関係の非政府組織の様々な償い・支援活動が、

フィリピン人にとって「加害者による被害性への理解」と受け取られた。結果として、現地において当初強い抵抗があった旧日本軍兵士の慰霊碑建立も可能となった。

アメリカとフィリピン双方に言えることは、和解が持続的であって赦しが存在しても、そこには「忘却」への抵抗が存在するという点である。例えば、多くのフィリピン人は、既に日本を赦しているが、旧日本軍による拷問の建物を現在使用されている小学校の敷地内にそのまま保存するなど、「赦し」とは「忘却」ではないという姿勢を示している。アメリカでもバターン死の行進についての経験を再現する行事がおこなわれている。これは共感の要素の一つである「被害への理解」が継続的な和解に重要であることを示している。それと同時に、「忘却」をせず「記憶」し続けようという被害者側の行為には、被害者の尊厳を守るための追悼という意味合いも含まれている。

また、逆行しない背景には、支援団体や国の事情が和解への抵抗を困難にしたり、司法追究を難しくしていたという側面もあった。例えば、フィリピンで組織的な補償請求運動が難しかった背景には、市民社会の組織化、経済発展レベル、また日本との関係、被害者の多様性(フィリピン兵と現地の非戦闘員)などがあると考えられた。

ドイツ企業によるナチス下での東欧での強制労働の事例においては、「被害者と加害者の同一社会所属性」が冷戦後高まっていた。さらに、「加害者と被害者側の記憶の抑圧」は極めて小さく、ドイツにおけるナチスの罪についての歴史教育の徹底や、独企業の自発的な真相究明重視の姿勢もあり、「加害者による被害性への理解」が高く、和解が持続しやすかった。実際、ドイツ政府と企業の協働によって行われた「記憶・責任・未来」基金による東欧の強制労働被害者への補償事業は、順調に進み、成功裡に終わった。

ただ、ドイツ企業には、アメリカ市場での経済活動の継続という実際の意図があった。基金事業に参加したドイツ企業の中には、株主からの反発には経済的利潤の展望をもって説得できるとの自信を持ち、速やかに謝罪を済ませて、経済活動への支障をできるだけ早く極力最小化することが重要と考えるものもあった。さらに、基金の和解政策の中に、補償金を受け取る条件として今後訴訟を起こさないという条件が存在していた。ゆえに、訴訟による和解の覆しが事実上不可能であった事情もある。またこうした条件の付与を可能にしたのは、アメリカ市場でのドイツ企業の経済活動への支障を懸念したドイツ政府と、それに同意したアメリカ政府の対独協力という政治的背景もあった。

一方、中国人強制連行・強制労働被害者への補償・和解問題では、秋田の花岡と広島安野を事例に、大企業相手の交渉での共感を得ることの難しさ、司法による和解勧告の有効性、そして政府の関与なしに共感が完結しえないことが実証された。被害者と加害者の関係が、戦勝国と敗戦国という関係に変容した結果としての「被害者と加害者の同一社会所属性」の弱さ、戦中当時は国策としての中国人労働者使役であったという日本企業側の弁明に表れた「加害者による被害性への理解」の欠如と「加害の政治的妥当性」の主張が見られた。しかし、被害側が「加害の政治的妥当性」を認めることはなかった。

それでも被害者側が積み上げた被害事実を前に、司法は和解を勧告し、それが企業側の和解協力を促し、花岡、安野の両事例において和解は成立した。

しかし、中国人を使役した企業の謝罪の逆行があった。そこには、企業ならではの行動論理(株主や同業他社への配慮)が存在していた。一方、被害者側としても、企業との和解とは別に、日本政府を相手に個人補償請求裁判を起こした。企業相手における訴訟で、被害事実が既に認定されてはいたことを踏まえれば、被害者にとっては、加害責任の所在の明確化が不可欠であったことを示しているといえる。被害者は、社会主義体制の中国社会の中で、戦後長年の間、記憶の抑圧を強いられていた。これも被害者の加害者への共感を難しくしていた。

日本の空襲被害の事例では、被害者は、サンフランシスコ講和条約のために、米国政府ではなく日本政府を相手に、戦後に救済や補償を怠ったことに対する損害賠償を請求した。政府と最高裁は、「受忍論」をもって、国民が等しく戦争の被害を耐え忍ぶべきという考えを示した。この「受忍論」を、日本社会は抵抗なく受け入れた。空襲被害者支援の弁護士は、日本社会にいわゆる「お上意識」が強く、空襲被害者の支援の輪を広げることが難しかったことも指摘している。日本社会の「同一社会所属性」が「お上意識」によってかえって「被害者への理解」を困難にしている現実が示された。ただ、国の防空法が国民を危険にさらしたことをも追及した大阪訴訟では、その点は最高裁でも原告敗訴ながら維持され、「加害の政治的妥当性」を弱め、「被害性への理解」を高めた。

本研究は総じて、「被害者と加害者の同一社会所属性」と「加害者による被害性への理解」が共感を高めうることを見出した。一方、「加害の政治的妥当性」を被害側が和解過程において認めることはなく、また、「記憶の抑圧」は、特に被害側の場合は、和解への姿勢を厳しくする側面が認められた。それは、忘却に抵抗するという姿勢、もしくは、政府の責任をあくまでも追及するという姿勢に表れた。同時に、外的な政治的経済的要素の和解過程への影響も存在していた。こうした諸要素の相対的重要性については、今後も事例研究を積み重ねることによりさらに精緻化する必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 熊谷奈緒子	4. 巻 -
2. 論文標題 人権のイデオロギー化が招く地政学的危機	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋経済オンライン	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 熊谷奈緒子	4. 巻 166号
2. 論文標題 ポストコロナの世界秩序と新型コロナ感染の多角的影響 世界的潮流からみた昨今の日韓関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 政策オピニオン	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 熊谷奈緒子	4. 巻 -
2. 論文標題 Japan's Public Diplomacy in the Issue of Comfort Women: in Pursuit of Confidence	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 The Diplomat	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Naoko Kumagai	4. 巻 25
2. 論文標題 "Japan's Reconciliation in the Issue of Comfort Women with the Netherlands and South Korea: Pragmatic and Reflective Reconciliation"	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of European Integration History	6. 最初と最後の頁 51-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.5771/0947-9511-2019-1	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 熊谷奈緒子
2. 発表標題 和解における真相究明の可能性と意義 中国人強制連行・安野裁判からの考察
3. 学会等名 地域文化学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Naoko Kumagai
2. 発表標題 The Japanese Role and Participation in the UN, Global Governance, and Multilateral Institutions: Japan's Multilateral Diplomacy in a New Geopolitical Era
3. 学会等名 The Japan House Sao Paulo, Brazil and the School of International Relations at Getulio Vargas Foundation (FGV) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Naoko Kumagai
2. 発表標題 Reconciliation with Oneself: Process of Self-Reflection in the Controversy over Yasukuni in Postwar Japan” (Panel 5: Role of Institution in Reconciliation)
3. 学会等名 IARS-World Conference on Reconciliation TOKYO 2021 Studies, organized by the International Association for Reconciliation August 5-7, 2021 (Presentation on August 6, 2021). (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Naoko Kumagai
2. 発表標題 U.S.-Japan Cooperation for a Maritime Security Council
3. 学会等名 The Indo-Pacific Maritime Security Expert Working Group organized by Pacific Forum (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 熊谷奈緒子
2. 発表標題 横井小楠の『公共の天理』に学ぶ今日世界における日本の役割
3. 学会等名 地域文化研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 熊谷奈緒子
2. 発表標題 世界的潮流から見た昨今の日韓関係 ポストコロナの世界秩序と新型コロナの多角的影響
3. 学会等名 研究・イノベーション学会、国際問題分科会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 熊谷奈緒子 Mary M. McCarthy
2. 発表標題 The Rhetoric of the 'Comfort Women' in the Context of Changing Global Norms
3. 学会等名 Memory Studies Association Third Annual Conference（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 熊谷奈緒子
2. 発表標題 「東京大空襲訴訟から考える日本における国家と個人の関係：その継続と変容」
3. 学会等名 地域文化研究
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 熊谷奈緒子
2. 発表標題 国際社会における法の支配： 国際刑事裁判所に対するアメリカの一国主義の影響からの分析
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 熊谷奈緒子 (共著 アジアパシフィックイニシアティブ)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 文春新書	5. 総ページ数 408
3. 書名 『検証 安倍政権』 「歴史問題」の章を担当, pp. 231-264	

1. 著者名 Naoko Kumagai (Editors are Yanjun Guo and Fujian Li.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 World Scientific	5. 総ページ数 328
3. 書名 Preventive Diplomacy in the Asia-Pacific (Kumagai's Chapter Title is "Fact Finding for Confidence Building.")	

1. 著者名 Naoko Kumagai (Editors are Bianca Boteva-Richter, Sarhan Dhouib and James Garrison)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 268
3. 書名 Political Philosophy from an Intercultural Perspective Power Relations in a Global World (Kumagai's Chapter Title is "Politics and Reconciliation: The Issue of Comfort Women in the Dynamics of Political Reconciliation between Japan with South Korea.")	

1. 著者名 北岡伸一・細谷雄一編（熊谷奈緒子は第四章を執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東洋経済新報社	5. 総ページ数 421
3. 書名 『新しい地政学』第四章「人権の普遍性とその濫用の危険性」	

1. 著者名 熊谷奈緒子& John Clammer（Editors are John Clammer, Meera Chakravorty, Marcus Bussey, and Tanmayee Banerjee）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 178
3. 書名 Dynamics of Dissent: Theorizing Movements for Inclusive Futures. (Kumagai's and Clammer's chapter is as follows: Chapter 7 "Perspectives on Japan's Anti-Nuclear Movements: the Effectiveness of Social Movements?")	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------